

英語外部試験利用自己推薦入学試験

試験科目（小論文） 問題用紙

以下の文章は、2018年10月8日付日本経済新聞の掲載記事である。（一部を改変している。）この文章を読み、筆者の主張を600字程度でまとめなさい。

ふるさと納税導入から10年が経過し、この間に寄付金の受入総額は約40倍にまで急増した。しかし皮肉なことに、規模が拡大するほど、本来の趣旨からかけ離れていく。なぜふるさと納税制度の理念と現実乖離（かいり）したのか。本稿ではこの問いについて、人々の「心のクセ」を考慮に入れた行動経済学的な視点から考察したい。

ふるさと納税制度の理念は、都会で生活している納税者が、自分が生まれ育ったふるさとに貢献できるしくみの実現であった。納税者は自分が現在居住する地方自治体に納税するが、労働力人口が減少し衰退していく地方と、地方の労働力を吸い上げて発展する都会との間には、税収の地域間格差が存在する。ふるさと納税の導入には、この格差の拡大を緩和する狙いがある。ただし、制度導入以前は、納税額がそれほど大きな規模になるとは想定されていなかった。現実には、ここ数年、ふるさと納税による都市部の税収減少が深刻な問題と認識されている。いかなるメカニズムが働いたのかを考えてみよう。

現在のルールとその問題点について簡単に触れる。ふるさと納税制度により居住地以外の自治体に納税すると、一定の制約の下で居住地の自治体への納税を免除される。想定されているのは「ふるさと」である地方の税収は増えるが、居住している都会の自治体の税収は減るという状況だ。これ自体は理念からの乖離はない。

問題は次の2つのルールである。第1に居住自治体以外のどの自治体にふるさと納税をしてもよい。第2に納税先の自治体から返礼品が届けられる。（返礼品がない場合もある。）

理念では自らが育った地元が「ふるさと」であり、そこへの恩返しとして納税することになっていた。だが第1のルールの下では、何の恩義も縁もない自治体が「ふるさと」として扱われる。誰がどの自治体で育ったのかの識別コストが膨大で、実現可能性が低いためだろう。

第2のルールは、ふるさと納税を行うインセンティブ（誘因）を高めるためのものだ。しかしこの誘因は物質的な見返りを求めることから生じている。現実の制度は若干複雑だが、ここでは単純な例を挙げる。5千円をふるさと納税するAさんが、2千円の市場価格の返礼品を受け取るとする。納税先がどこであろうと5千円は納税義務があるので、Aさんは2千円の商品を実際上タダでもらうことができる。

これら2つの条件から、生まれ育った地元への恩義とは無関係に、コストゼロで商品を手に入れるためにふるさと納税制度を利用することができる。そうであれば、なるべく高い返礼品を提供する自治体を納税先に選ぶ人も多いだろう。実際、返礼品の額が大きくなるほど、ふるさと納税の受入額が増加する。

さて、返礼品のない自治体へもふるさと納税する人は少なからず存在する。しかし、そうした自治体が返礼品を導入すると、一般に受入額が激減する。これは、東日本大震災時の被災自治体で、とりわけ顕著に観察された。当初、被災地へ寄付金が集まったものの、被災自治体が返礼品を導入すると受入額が激減したのである。

保育園の保護者の行動について、アメリカで興味深い事例が観察されている。定刻の時間に遅れて子供を迎えに来る保護者を減らすために、保育園は遅刻に対して罰金を科すことにした。その結果、保護者の遅刻はむしろ増えてしまったという。これは次のように解釈できるだろう。保護者は遅れて迎えに行くことに罪悪感を持っていた。しかし罰金を払うことで遅刻が正当化されると感じたため、かえって罪悪感なく遅刻をするようになった。つまりモラルや規範により機能していた制度が、経済取引を導入することにより機能不全に陥ったのである。類似のメカニズムが、日本のふるさと納税にも働き、当初の理念からかけ離れた現状に至ったといえよう。

政府は「返礼品額の割合を納税額の3割以下に抑える」方向に進んでいる。こうした方向性は正しいが、物足りない。さらに返礼品の禁止まで踏み込む必要がある。ふるさと納税の受入額は大幅に減少するが、心ある人の制度利用は増加し本来のふるさと納税の理念が実現できると考えられる。